

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.001

処 分 名	職権による保護の変更
処 分 の 概 要	福祉事務所が保護の変更を必要とすると認めるときには、職権により保護の種類、程度や方法を決定するものです。
根拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年号外法律第 144 号）第 7 条、第 25 条第 1 項、第 2 項
処 分 基 準	保護は申請に基づいて行なわれることを原則としていますが、被保護者の生活等の状況に適した保護を行うため、例外として申請に基づかない保護変更が認められているものです。 保護の変更の必要が認められた場合は、被保護者の申請を待たずに必要な保護を行います。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/78/seikatsusien-shobun.pdf
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■生活保護法 （申請保護の原則） 第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。 （職権による保護の開始及び変更） 第二十五条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。 3 略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.002

処 分 名	保護の停止、廃止
処 分 の 概 要	生計が向上して生活困窮の状態でなくなった場合など、保護を継続実施すべき状態でなくなったときに、保護の停止、または廃止を決定します。
根拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年号外法律第 144 号）第 26 条
処 分 基 準	◎保護を停止する場合 当該世帯における臨時的な収入の増加や、最低生活費の減少等により一時的に保護を必要としなくなった場合であって、おおむね 6 箇月以内に保護を要する状態になることが予想されるときなど。 ◎保護を廃止する場合 当該世帯における定期収入の増加や、最低生活費の減少が恒常的な場合等、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるときなど。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/78/seikatsusien-shobun.pdf
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■生活保護法 （保護の停止及び廃止） 第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.003

処 分 名	義務違反による保護の変更、停止、廃止
処 分 の 概 要	生活の維持、向上その他保護の目的達成のために、福祉事務所長は被保護者に対して指導指示をすることがあります。被保護者はその指導指示に従う義務があることから、その義務違反があった場合は、所定の手続きを経て、保護の変更、停止、廃止の処分を行います。
根拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年号外法律第 144 号）第 27 条第 1 項、第 62 条第 1 項、第 3 項
処 分 基 準	1 指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行います。 2 1 によることが適当でない場合は、保護を停止します。 3 2 の規定にかかわらず、不正受給の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったときなど、保護の停止を行なうことによっては、当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときに保護を廃止します。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/78/seikatsusien-shobun.pdf
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■生活保護法 （指導及び指示） 第二十七条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。 2～3 略 （指示等に従う義務） 第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。 2 略 3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。 4～5 略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:福祉部 生活支援課 No.004

処 分 名	調査に応じないときの保護廃止等
処 分 の 概 要	福祉事務所は、適正な生活保護の決定や実施のため、要保護者の資産や収入の状況、健康状態等を調査、報告を求めることができます。 また、必要があれば、職員が要保護者の住居へ訪問調査を行い、要保護者に対して、指定の医療機関等で検診を受けることを命ずることができます。 これらに対して、報告をしない又は虚偽の報告や、訪問調査や検診命令等に従わないときは、生活保護の変更、停止もしくは廃止となる場合があります。
根拠法令等・条項	生活保護法生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日号外法律第 144 号） <u>第 2 8 条 1 項、5 項</u>
処 分 基 準	<u>適正な生活保護の決定や実施のための処分の性質上</u> 、個々の事案について個別に具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定は行いません。
設 定 年 月 日	平成 2 7 年 4 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■ 生活保護法 第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。 2 略 3 略 4 略 5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.005

処 分 名	費用返還
処 分 の 概 要	生活保護を受給するうえで「利用し得る」資産等を「最低限度の生活の維持のために活用する」ことを要件としています。要保護者に資産等があるが、この資産を直ぐに最低限度の生活の維持のために活用できない事情があり、当面の生活に困窮し最低限度の生活を維持することが困難であるとき、放置すれば生命の危機にかかわる等の要保護者が急迫した状況であるときには、生活保護を開始後に資産等の状況に応じて活用をしていただきます。 資産を活用し資力が発生したときは、保護開始後に受給をした保護金品に相当する金額の範囲内において福祉事務所で定めた額を返還していただきます。
拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日号外法律第 144 号）第 4 条、第 63 条
処 分 基 準	処分の性質上、資産が活用できなかった個々の事案について、個別に具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定は行いません。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改定：平成 29 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■ 生活保護法 （保護の補足性） 第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。 2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。 3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。 （費用返還義務） 第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:福祉部 生活支援課 No.006

処 分 名	扶養義務者からの費用徴収
処 分 の 概 要	生活保護制度では、親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から援助を受けることができる場合は、できる限りの支援・援助を受けていただきます。 扶養義務者に扶養能力がある場合には、その能力の範囲内において、被保護者に対して支給した保護費の徴収を求める場合があります。
根拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日号外法律第 144 号）第 4 条第 2 項、第 77 条第 1 項
処 分 基 準	処分の性質上、扶養能力が活用されなかった個々の事案について個別に具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定は行いません。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日 （最終改定：平成 29 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■ 生活保護法 （保護の補足性） 第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。 2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。 3 略 （費用等の徴収） 第 77 条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:福祉部 生活支援課 No.007

処 分 名	不正受給者からの費用徴収
処 分 の 概 要	不実の申請（例、世帯構成・就労状況等）や不正な手段により保護費を受け取った時は、その受け取った額の全額または一部を徴収することとなります。また、その額に最大 40%を上乗せした額を返還金として徴収することができます。
根拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日号外法律第 144 号）第 78 条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の不正事案について、不正の内容を含め個別に具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定は行いません。
設 定 年 月 日	平成 2 7 年 4 月 1 日 （最終改定：平成 29 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■生活保護法 第 7 8 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 1 0 0 分の 4 0 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 2 偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払いを受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術期間から徴収するほか、その返還させるべき額に 1 0 0 分の 4 0 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 1 0 0 分の 4 0 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 4 前 3 項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。